



留寿都村

# 議会だより



～ 住み良いまちづくりへの誓いを胸に ～

平成31年第1回定例会（一般質問・審議状況）……………	2～18
令和元年第1回臨時会審議状況……………	18～20
議員全員協議会審議状況……………	20～23
第1回臨時会（当選者の紹介）……………	24
第1回定例会、令和元年第1回臨時会審議結果……………	25～27
議会日誌、編集後記……………	28

令和元年6月20日 No. **159**

# 平成31年第1回定例会

平成31年第1回定例会は、3月4日に招集され、会期を3月12日までの9日間と定め、村政執行方針、教育行政執行方針が述べられた後、平成29年度一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置の報告、専決処分の承認3件、条例の改正が5件、補正予算5件を議決しました。

3月12日に再開し、4名の議員が一般質問を行った後、平成31年度予算7件、指定管理者の指定1件を議了し閉会しました。

## 一般質問(要約)

第4回定例会では4名の議員が一般質問を行いました。

### 「道の駅230ルスの多目的な利活用促進について」

てまいりました。

村長からは一定の理解を示す答弁をいただきましたが、その実現は道半ばの感が強く、大変残念な思いも強くしています。

また、道の駅230ルスツについては、平成15年にオープンした直売所部門は順調に推移していますが、併設された交流センターの食品加工室や加工研究室の利用は多くないとの認識を持っています。

政府の発表によると、2025年には65歳以上の認知症の高齢者が700万人前後に達する見込みとのこと。これは団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には5人に1人が認知症になる計算になります。

留寿都村人口ビジョン・総合戦略では2025年の65歳以上の高齢者は517名と推定しています。認知症高齢者が100人を超えるおそれがあります。これは多くの住民にとって他人事とは言っていられない数字です。認知症にならない、認知症になっても安心して暮らせる環境の整備が急務です。

高齢者が気楽に集まり、気軽にお



高齢者や軽度の障がいを持った方の交流と働く場として活用を図るべき

村内巡回バス事業の実施による道の駅までの移動手段を確保し、高齢者等の利活用を促進すべき

### 浪越和一議員(質問)

私は、現任期の4年間、軽度の障がい者、中でも発達障がいを持った方の雇用対策及び高齢者の生きがい対策、認知症対策についてそれぞれ別の視点からその必要性について質問、提案し

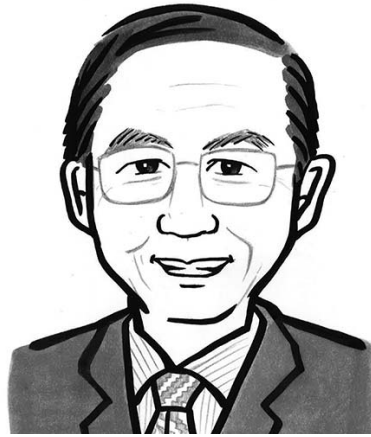
しやべりをしたり、運動ができる場所を確保して、認知症になりにくいまちづくりを進めるべきと考えます。また、軽度の障がい者、特に発達障がいを持った方は就労支援によるサポートを受けられることにより、就労による村づくりへの参加が可能になります。しかしながら、村内には就労を支援する事業所がありません。道の駅の交流センター施設を活用して、高齢者と障がい者が協力し合って、特産品開発、農園施設を活用しての農産物生産と販売などを行い、高齢者の生きがい対策、軽度の障がいを持った方の就労支援、この2点が同時に実施できる施設は道の駅230ルスツ関連施設であると思います。

建設時の計画とは違う活用となるかもしれませんが、将来へ向けて積極的な活用を図ることが、村づくりにプラスになると思います。

2点目の質問は、道の駅を活用して高齢者、及び障害者福祉活動を進める場合、一番の問題点は道の駅まで来る移動手段の確保です。その解決策として、村内巡回バス事業の実施が必要であるとの思いを持っています。高齢者等は村内全域に住んでおります。高齢者や障がい者は自家用自動車を持たない方もいますし、運転免許証を返納した高齢者もいます。留寿都市街地のはずれの道の駅まで行くには遠すぎると思います。交通安全面も考え、村内巡回バス事業の実施による道の駅まで

の移動手段を確保し、事業参加を促すとともに、道の駅利用の促進を図るべきと考えます。

なお、村内巡回バス事業については、既に一般質問済みの案件でありますからご理解をいただいているものと解釈してはいますので、細かい内容は申し上げます。是非、実施すべきものです。



### 巡回バス事業による活用の促進については、試行的な運行等を検討したい

場谷村長（答弁）

道の駅230ルスの直売施設以外には地域資源交流センターの食品加工室や加工研究室がありますが、そこで高齢者や軽度の障がいを持った方の交流の場と働く場として活用を図るべきでないかという質問ですが、地域資源交流センターは、地元素材を活用した加工製品等地元製品の開発を期待して設置したものと認識していま

す。「道の駅」の指定管理者となる「留寿都村ふるさと振興公社」においては、本来の設置目的に沿った管理運営を行っています。そして、交流センターの活用の状況を見ますと、主に事業者やグループ等によって活用されており、平成29年度は74件、今年度は2月末現在で83件と、徐々に増えてきています。

ご質問の高齢者や軽度の障がいのある方の利用に関しては、福祉関係団体等からの問い合わせ、あるいは利用の申し出は今のところないと聞いています。また、公社においては、高齢者や障害のある方の福祉的な観点からの活用に対応した受け入れ体制は想定されていないところですが、しかしながら村としては、高齢者や障がいのある方の利用については、福祉関係者等からの具体的な要望があった場合は、社会福祉協議会等関係機関と相談をして、支援策も含め必要な調整等検討したいと考えています。

また、障がいのある方の「働く場」としての活用については、指定管理者となる公社との雇用関係が想定されまので、これまでの議会答弁の繰り返しとなりますが、高齢者や障がいのある方の雇用は、基本的には、本人の希望、あるいは本人の適性と事業主体のニーズによって決まるものであり、最終的には雇用主によって決められるものと考えています。

道の駅230ルスの施設とはいえ、管理運営主体は留寿都村ふるさと

と振興公社であって、雇用は、公社の経営責任においてなされるべきものと考えています。

また、障害の程度の内容等も、障がいのある個人個人によって異なり、その対応も千差万別となることから、具体的な対象者が現れた場合において何らかの必要な対策への支援が求められた場合は、ご相談に応じたいと考えています。

二つ目の質問で、巡回バス事業での高齢者等の移動手段の確保による道の駅の利活用の促進ですが、現在、循環バスによる高齢者の移動手段として、毎週木曜日と金曜日の週2回、留寿都温泉まで送迎する定期運行を実施していますが、この定期運行は、利用する高齢者を乗車させるため、村内各地区を巡回した後に、道の駅等村内主要施設を経由して、ルスツ温泉に向かうというルートで運行しているもので、昨年度実績は、運行回数96回、参加延べ人数1232人となっています。

この事業は、ルスツ温泉の利用を主な目的としており、ルスツ温泉が交流の場となつて活用されている実態にあります。しかしながら、元気な高齢者等の方々からは、交流の機会が少ないといった意見も聞かれています。議員ご提案の道の駅を交流の場として、その移動手段を確保するための循環バスの活用は、その要望にお答えすることになると思われまことから、社会福祉協議会等関係機関と相談して、二

づの把握の視点からも試行的な運行等検討したいと考えております。

### 浪越和一 議員（質問）

巡回バスについては、今、木曜と金曜と留寿都温泉を主体になってやっているのを少し拡充したいという答弁をいただきました。やはり、週2回では足りないと思います。今、無料でやっているのですが、有料で毎日走るといふことを検討の中に入れていただきたいと思えます。それから、障がい者、特に発達障がいを持った方については、問い合わせがあつたらということですが、問い合わせをするのにどこに問い合わせをしたらいいのか、全く分からないのが現実だと思えますので、そういったものをしっかりと役場が受け止めて、いつでも住民が相談に来られるように発信していく必要があるのではないかと私は思います。それから、人口も外国人の増によるところが大きいですが、2千人前後で安定してきています。また、財政的にもふるさと納税寄附金がある程度当てにできる状況で31年度も提案された予算によりますと39事業で子育て支援等、そういった予算組みがされ、住民から非常に期待されています。こういう状況の中でこれからの留寿都に必要な施策、他町村にあつて留寿都にないのが、やはり高齢者が気楽に集まって自由にお話したりする場所、例えば、新聞等の報道によ

りますと、認知症カフェ、こういったものを他町村ではやっています。また、発達障がいを持った方の就労支援作業所、こういったものも隣の喜茂別町にもありますし、自分のところではどの町村でそれを持っています。それから、村内の循環バス、こういったのは何ですが村民の身近な生活、健康を支える施策として、これからの2年間の今後の任期中の課題としては、実施していただきたいと思っています。また、本年から新しい総合計画の策定が始まります。その中ではしっかりと位置づけし、今後の留寿都村の先を見た実施事業として位置付けていただきたいなと思います。

## 場谷村長（答弁）

第1点目の循環バスの利活用に関係ですが、週2回の運行の他に、更にはやはりニーズ把握をしなければならぬということとで試行的な対応を進めたいと考えています。その中で有料でもいいのではないかとということになると、制度的な問題でかなり詰めなければならぬことでもあります。利活用は、ニーズ把握をしながら、その状況を見ながら関係機関と相談して進めたいと考えています。また、障がい者の雇用の場の村として相談しやすい場、あるいはもつと発信すべきではないかということは、まさにおっしゃる通りでして、そのように努力したい

と思いますし、認知症カフェ、あるいはサロンの関係等々についても、今すぐということではなくて、これから基本構想、基本計画を作る段階で、その議論をなされると思っております。もちろん、計画を作るにあたっては、人口動態の中で解析された高齢者の数とか、そういうのもかなり詰めていくことになりそうですので、そのような中で更に住民との会話、アンケート等の把握などに努めて、生かしていきたいと思っております。現在、高齢者からの直接的なニーズがないということと努力が足りないのではないかとということですが、私自身も高齢者の総会、いろいろな会議に出席して、ご意見をうかがう機会が多いものですから、今後においてもその機会を生かしてご意見を賜（たまわ）つていきたいと考えています。



## 「教職員住宅の建設について」



### 民設民営ばかりでなく、その他の方法も含めて新年度で取り組まない理由を説明されたい

#### 坂庭 進議員（質問）

民間賃貸教職員住宅が建設できなかったことは大変残念です。それは民間賃貸教職員住宅建設の手法について十分な検討もせず、そのまま実施しようとしたことが問題です。教職員の住環境を整えることは喫緊（きつぎん）の課題です。民間賃貸での建設が難しいのであれば、直営でも建設を考えるべきではなかったでしょうか。民間賃貸の事業が先送りになれば、個人住宅建設への支援などもさらに遅れることとなります。12月定例会で個人住宅建設への支援等は、民間賃貸の後に検討する」と答弁していますが、実施しないで先

送りするならば、先に個人住宅建設への支援を含む別の施策を進めてはどうでしょうか。村長の独断で停滞させるのはいかなるものでしょうか。

教職員住宅が不足しているから、止む無く民間アパートに入居している教職員がいますね。昨年、耐震上の問題のある教職員住宅を5戸解体しましたが、耐震上の問題のある教職員住宅は他にないのでしょうか。ないとすれば、残りはずべて入居可能ということになります。空いている教職員住宅はないでしょうか。今後、教職員住宅を空きにして、教職員が民間アパートに入居することがないようにしっかりと指導していただきたいと思っています。

教職員住宅は教職員しか入居できないのに、そこに入居しないで一般アパートに入居しては、一般アパートから一般人を締め出すことになるのではないのでしょうか。教職員住宅が古くて入居したくないというなら修繕すればいいだけのことです。それとも何もしないで耐用年数が来るのを待つつもりでしょうか。活用しない施設としないで、活かすことを考えたらどうでしょうか。

「建設促進事業補助金」「直営での教職員住宅を建設する予算」「既存の教職員住宅の改修費」のいずれかが計上されていないと、第4回定例会及び12

月13日の議員全員協議会での発言と辻褃が合わないことになりました。

村政執行方針では、「改めて民間資金の活用や自主財源による整備も含めて検討する」とのことですが、検討するなんて、初めて取り組みを始める前に言うことです。今はそんな悠長なことを言っている段階ではないはずですよ。

その検討を終えているから、昨年12月の発言になったのではないのでしょうか。その場しのぎの発言で安易に方針を転換しないでいただきたい。教職員住宅は建てるのが目的であり、民設民営でやることだけが目的ではないはずですよ。その他の方法も含めて新年度で取り組まない理由について覚悟を持って説明していただきたい。

### 今後の公共施設の需要を勘案した土地利用等について検討する必要がある

場谷村長（答弁）

これまで議会答弁や村政懇談会等において、耐震構造上問題のある教職員住宅については、新たな要件による民設民営で整備したい旨の説明をしてきましたけれども、新年度予算編成に当たり、議員各位のご意見をはじめ、教職員住宅の建設に前向きに検討されている方々からのご意見を参考に、改めて検討しました。その中では将来における除排雪や上下水道等も含めた維持管理上から、建設に適した場所が村有

地に求められていたということが分かりましたし、また、現在ある村営住宅や教職員住宅用地等村有地一体について、今後の公共施設の需要を勘案した土地利用等について検討する必要があると考えたところです。

また、補助制度についても、補助金の額や賃貸料金の設定変更、あるいは入居者を教職員とすることによる空き室時の取り扱いのほか、建物用地を売却いとするか貸付とするかなどの検討も必要と考えています。

そのようなことから、新年度においては、教職員住宅について、今後の建て替え等も踏まえた用地のあり方、あるいは補助制度としての問題点の整理があり、民設民営では建設応募者が現れないことなど、事業の実現が懸念されることも考えられ、公設も視野に入れた検討をすることし、その結果をもとに教職員住宅の建設を進めることとしたことから、新年度予算に計上しなかつたということです。先ほど申しましたように検討が不十分とのご意見もいただいておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

もう一つ、民設民営の他に考えていいのではないかと、まあ、おっしゃるとおりです。その中で、公設とした場合は、一つは建設費用が多額になる、これは前にもお話ししています。村営住宅の場合でも1戸3千数百万円となります。二つ目は、国からの補助金を得る

ためにも、実施設計とか、建築計画の作成、そして、申請手続きから国からの採択、それまでのヒアリング等々、日数がかかりますから、そういう場合でも建設までに2〜3年の期間を要するということです。また、もう一つは、

建設後の公費負担に伴う修繕等、管理運営費用も年々膨らんでいくことが見込まれます。先ほどの質問でも修繕してないのではないかと、それは予算計上しているのとおり、毎年修繕しており、年々増えている状況にあります。もちろん耐震構造で解体した5戸の他に、それ以外にも老朽化している教職員住宅があることも現実です。このような財政面からも、初期投資となる補助金支出のみで済んで、国等からの補助申請手続きに期間を要しない民設民営による建設を優先して進めることを基本として、公設の場合も含めて検討をしたとと考えております。ご指摘の点は十分踏まえて対応したいと考えています。

### 坂庭 進議員（質問）

この問題は今出た問題ではなくて、29年度から審議している問題です。村長から答弁いただいたていますけれど、同じような答弁で今までできています。やはり、これが問題です。安易に先送りするということが、村長の前の発言と矛盾してきます。今もなお本気で検討しているのなら、その成果を来年度と言わず、臨時議会でも開いて早急

に示していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

### 場谷村長（答弁）

先ほども申し上げましたように、いろいろ民設民営住宅をやつて実際に建てたという実績もあります。ただ、だんだん適地が少なくなってきた。建てる側から見ても不整形地であったり、地盤が低かつたりと、それから維持管理費に相当の費用が掛かるとか、コスト的な面からいろいろ議論があつて、結果として、今、適地がない中で一番希望されているのが、一体となる民有地ということですよ。民有地の土地利用に関しては相当な時間がかかるわけで、この部分について十分検討していかねればならない事態になったと認識しており、腰を据えて十分検討して、それに基づいて住宅の建築を進めたいということですよ。もちろん、民設民営を主体としながらも公設の部分も考え合わせて対応していかねばならないと考えています。

### 坂庭 進議員（質問）

村長の答弁が毎回同じなのかなと思つています。ずっと29年度から提案してきています。また同じ答弁ですから、納得できません。やはり建設するという方向で早急に設計をして臨時議会でも開いて、お願いしたいと思いま

す。

## 場谷村長（答弁）

29年度からといいますが、今、問題が新たになったのは、建設希望する方の希望の第1条件は、単に賃貸の問題とか、補助金額の問題ではなくて用地という問題で、今回実現できなかった、それが浮き彫りにされた。そのよ

## 「村政執行方針について」

### 村政執行方針で風力発電事業に触れていないのは何故か

#### 坂庭 進議員（質問）

村政執行方針についてお聞きします。

「村政運営にあたっての基本的な考え方」の中で、安倍首相の施政方針演説や内閣が閣議決定した「平成31年度予算編成の基本方針」を長々と引用し、「国の動向を見極めながら村政を進めていくと考えている」とのことですが、どのような関連があるのでしょうか。あまり関係がないのではないのでしょうか。確かに国の動向を見極めないとならないものもありますが、ここまで引用する必要はないのではないのでしょうか。昨年の執行方針でも同じよ

うなことで、その辺を本気でテコ入れして検討していかなければならぬということだと思います。ですからそれに対してはそれなりの時間がかかりますので、簡単に、今までやったように、民営で走って、また、事業者が現れなかつたというような事態にもなつてもいかなものかと思つていますから、尚更慎重を期して対応したいと考えています。

うに引用しています。例えば、国が「600兆円経済と財政健全化目標達成の実現を目指す」とことと村政運営はどのように関係してくるのでしょうか。

そもそも「地方創生」は、地方の自立性、地域性等に即して行い、地方における安定した雇用の創出や、地方への人口の流入、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、時代に合った地域を作り安心して暮らせることに、地域間の連携を推進することで地域の活性化とその好循環の実現を目指すものです。あまり国の言葉に振り回されることなく、本村独自の施策と向き合うこととしてはいかがでしょうか。村長は保育料の保護者負担の軽減など、国に先駆け、取り組んだと自

ら言っているじゃないですか。それが地方自治体が主体的に取り組んでいる本当の姿です。

さて、本題です。インベナジージャパンとの合意文書を3年間も公開せず、議会にも住民にも嘘の説明をし、平成30年3月末に合意書の存在が明らかになると、村長は、「建設はもう止められない」と嘯いて、村民に大きなショックを与えました。

貫気別山や竹山周辺の豊かな自然環境破壊と動植物に大きな影響を与え、低周波の人体へ与える影響、豊かな自然景観を損ねると反対運動が起こり、近隣町村からも多くの意見が上つたことは、北海道の環境影響評価審議委員会の委員からも異例との発言が出ました。

議会の反対決議も受け入れず、村を二分する議論を封じ込めるように、推進すると宣言したのに、執行方針に一言も掲げていないのはどうしてでしょうか。そのことについてどのように考えているかお聞かせ願います。

### 村として特に記載する状況にないと考えた

#### 場谷村長（答弁）

本論の風力発電以外のことでもいろいろご質問があったのですけれども、国の動向等を見るのは当然のこととして、特に国の動向は国際社会の中で、例えばTPPの問題でも、すべて

農業者直接に影響するものから、そのようなことを国がそれに基づいて農業の補正予算、第2次補正予算等でその対応を考えているところであつて、そのための対応もどう考えなければならぬかということには常にアンテナを持つて対応していかねればならないということで、国の動向は大変大事なことだと思つて一言申し上げておきたいと思ひます。

そこで村政執行方針において、風力発電事業について触れられていないのはどうしてなのか、とのお尋ねですが、風力発電事業については、現在、環境影響評価に関する一連の手続きの中で、「環境影響評価準備書」段階の続きが進められています。ご承知のとおり、「環境影響評価準備書」に対する本村の意見は、村民の皆さんからいただいたご意見を地元意見として、既に知事意見等に十分反映され、国の審議に附されるよう細大漏らさずお伝えしたところです。

また、道においては事業者が作成した「環境影響評価準備書」に係る環境への影響について、地元から出した意見はもとより、専門家からなる「北海道環境影響審議会」の審議を踏まえて先般、知事意見として国に提出されていると認識しています。

今後、経済産業省においては、「環境審査顧問会風力部会」で審議されることとなつており、審議等での指摘事項を踏まえた何らかの勧告が発せ

業者に出されるものと思われず。また、更にこれに対する開発事業者の対応策の提出等が必要になることと思っています。これらの手続きには相当な時間を要すると想定されます。

村としては、これらの動向を注視して参りたいと考えています。従いまして、これら手続上において村として対応すべき事案が想定されないという現状にあることから、特に記載する状況にないと考え、記載しなかったのです。

## 坂庭 進議員（質問）

執行方針について、国の動向というのは当然そうです。我々も見ています。しかし、その引用があまりにも長すぎる。村独自として村長として何をやるのかということがなかなか見えてこない。そこでいろいろ議会でも提案、質問していますけれども、その答えが非常に曖昧になっている。そのことを指摘したいと思います。風力についての許認可権は国にあります。アセスの結果次第といえますが、同様に北海道や国に判断の権限があるIRについては記載されています。ましてや風力は村有地を使用するまさに村の問題です。IR以上に関係が深いはずですが、反対意見に耳を傾けようとしなくて決断した重要な取り組みです。責任を持って堂々と記載するべきではなかったのでしょうか。それとも曖昧にして誤魔化そうとするつもりでしょうか。

## 場谷村長（答弁）

手続き上において村として対応する事案が今のところ想定されていません。記載する案件としてどのように記載したらいいかという状況が全く不確定要素です。そういう状況で記載しなかったということです。IRはまさに道において絞り込んでいる状態で、その当事者の一員となっています。そのことでもしも行事がつい最近あったということで、記載をしたところです。また、議員がおっしゃいますような執行方針の書き方、体裁等については意見として今後の参考にさせていただきたいと思っています。

## 議会を傍聴してみませんか

議会は公開が原則です。



## 「議場における村長発言の重さについて」



**新年度に取り組んでいくことで責任を果たしたい」と発言した、その責任をどのように果たすつもりなのか**

## 岩田信雄 議員（質問）

平成31年度当初予算では、「民間賃貸教職員住宅建設促進事業」が計上されていますが、昨年12月13日の議員全員協議会では、「条件を整備して新年度に取り組んでいくこと」によって責任を果たしていきたい」と発言しておりました。また、12月20日の第4回定例会でも、「民間の資金を活用した建設をしていかなければならない。今後その実現に向けて進めてまいりたい」と発言しています。あれから何か月も経っていません。来年度予算に計上しないのは何故でしょうか。そも

そも、昨年7月に再募集を諦めた以降建設に至らなかった原因の究明、問題の解決に向けて何をしてきたのか。それができていないからこそ、12月の発言になったのではないのでしょうか。それとも村長が得意とするその場のぎの答弁だったのででしょうか。議場での発言は、そんなに軽いものなのでしょうか。

やれる見込みのない予算を計上しなかったことは賢明な判断です。それは平成29年度、平成30年度の同事業のように、できなかったから全額減額するという意味です。やれる確信がないのに「来年はやる」と発言して、その場を取り繕ったことは紛れもない議会軽視であります。議員からの追及を逃れるための苦し紛れの虚偽答弁です。

事業が実施できなかったことより、やれる確信がないのに、やれるための条件が整備されていないことを承知しているのに、虚偽発言をしたことのほうが罪は深いのではないのでしょうか。

取り組むことで果たすとしていたその責任を果たさない責任はどう取るつもりですか。このやめ方は、「経営革新等支援事業」のときと同じです。12月までやると言っておいて、ここに来てやっぱり止めたと言算計上を見

送るのは、あまりにも投げやりな対応だと思えます。1年先送りする、あるいは事業をやめる、その責任はどのよう果たすつもりなのかご説明願いたい。責任の取り方について、村長の答弁を求めます。

### 事業が実現して初めて責任を果たすことになるかと考えている

#### 場合谷村長（答弁）

民間賃貸教職員住宅建設促進事業が新年度予算に計上されていないことについては、先般の議員協議会でも十分説明させていただいたつもりです。これまでの議会での発言とこのことについて矛盾するのではないかということについては、これまで議会答弁や村政懇談会等において、耐震構造上問題のある教職員住宅については、新たな要件による民設民営で新年度に整備したい旨の説明をしてきたのは確かですが、新年度予算に当たりましては、教職員住宅の建設に前向きに検討されていた方々のご意見を参考に、改めて検討したところです。その中で、将来における除排雪や上下水道等も含めた維持管理上から、建設に適した場所が村有地に求められていたことが判明したことから、現在ある村営住宅や教職員住宅用地等村有地一体について、今後の公共施設の需要を勘案した用地利用等について検討する必要があるかと考えたところです。

また、それと並行して補助制度等につきましても、補助金の額や賃貸料の設定変更、入居者を教職員としていることによる空室時の取り扱い等のほか、建設用地について、売払いとするか貸付とするかなども検討する必要がありますかと考えたところです。

更に、同じ住宅関連の問題で、「民間賃貸共同住宅建設促進事業」について、昨年の4定議会で平成29年度一般会計歳入歳出決算の不認定とされた一因として、平成27・28年度の2か年で18戸の建設、これが実現したとはいっても、平成29年度において、建設希望の問い合わせはあったものの、結果として応募者がいなく事業実施ができなかったこと、あるいはそれに至る予算編成にあたっての検討が不十分であるとの指摘がなされたところであり、このようなことを十分尊重して、慎重に取り組む必要があるかと考えたところです。

したがって、教職員住宅については、今後の建て替え等も踏まえた用地のあり方や補助制度についての問題点の整理のほかに、民設民営のみでは建設応募者が現れないことなど、事業の実現が懸念されることも考えられることから、公設も視野に入れた検討をすることとし、その結果に基づき、教職員住宅の建設を進めることとした次第ですので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、住宅政策は人口対策上から大

変重要な施策でありますことから、事業が実現して初めて責任を果たすことになるかと考えていますので、それに向けて努力をしたいと考えています。

#### 岩田信雄議員（質問）

12月の定例会で「やる」と自分たちに公言しています。それであらためてお聞きしますが、12月の会議の時点で新年度ではその事業を実施できるといふ確信をもっていたのですか。あの時点では、やれると思った、やれる見込みだったとの言い訳は通用しません。何故なら、検討期間は7月から十分あったはずですが。あの時点で確信がなかったのなら、そのような説明をすればいいことです。しかし、そうではなく、新年度に取り組んでいくことで責任を果たしたいと言ったんですよ。議員の追及を逃れるために大変重い発言をしました。確信を持っているのなら何故、今になってやらないと判断したのですか。あの時点で本当に新年度でやると思っていたのなら今になって計上できなくなった理由は、坂庭議員への答弁にもありましたが、それは私たちに納得できません。単なる思い違いや安易な判断では許される問題ではありません。

#### 場合谷村長（答弁）

当初は、さつき言った公設の場合に

様々な問題があるということで、公設も当然視野に入れて考えてはいましたけれども、やはり民設民営が一番手取り早いということで、それを進めていこうということと進めてきました。ただ民設民営の場合は、27・28年度は実施できませんでしたけれども29年度実施できなかった理由は何か、いろいろ検討していたところですが、一つ考えられるのは、やはり補助金の条件をもうちよつと上げるとか、あるいは賃貸料をもうちよつと上げるとか、そういうようなことである程度の実現は、今までの建設希望者の意見とのやり取りの中で可能であるのではないかなと思つて、ある程度自信を持っていたつもりです。ところが予算編成に当たつて、いろいろ作業するに当たつて、それ以前に4定議会で民設民営の賃貸住宅事業が原因で不認定になったということが大きな要素です。予算編成の中で、事業者といろいろ話してもう一つの大きな問題は用地の部分であったということと、それをクリアできるか、また、二つの条件が満たされても一つの条件が満たされないことによつて、結果として実現できないかということの繰り返しになるのではないかとこのことで、勇気をもってもう1年検討することにしました次第です。

#### 岩田信雄議員（質問）

自分が重要にしているのは、この事



業をやめる、やめないではないのです。村長の発言がコロコロ変わることが問題だということです。どうですか村長、やる、やれる見込みがあるからやると言ったのではないですか。

## 場谷村長（答弁）

事業の実現というよりも、施策の重

要性に鑑みて、その時その時の確実な判断で、結果として具体の予算編成の中に、そういう結論に達したということとを申し上げたいと思っています。

## 「簡易水道施設管理業務委託と水道民営化について」



としていますが、水道管理の民間委託の内容と水道民営化に対する村の考え、水道管の現在の状況と更新計画について質問させていただきたいと思

## 水道管理の民間委託の内容と水道民営化に対する村の考え、水道管の現在の状況と更新計画について説明願う

### 中谷博幸 議員（質問）

村政執行方針で「今年度から水道管理の一部について民間委託を進める」

2018年12月、水道事業を民営化しやすくする改正水道法が成立しました。高度経済成長期に日本全国に水道管が新設され、更新期間の40年を迎え、多額の費用が掛かるということと、2011年の東日本大震災などによる大規模災害による復旧にも多額の費用が掛かるということなどの問題がきっかけとなって、改正水道法が成立したと認識しています。

老朽化した水道管の更新のために「資金・人材」が不足しているのと、従来自治体運営に限界があるとして、民間の力を取り入れることで、老朽化した水道管更新を行って

う、そのために民間企業を水道事業に参入できるように水道法を改正する必要があるというのが政府の主張です。

村政執行方針で、「今年度から水道管理の一部について民間委託を進める」とした「簡易水道施設管理業務委託」は、昨年12月の議員全員協議会で説明を受けましたが、今まで何が変わるのか、委託内容等については説明がなかったと思いますので教えてください。また、結構な額の委託料が毎年かかることになりません。職員を養成して対応する考えはないのかということもお聞かせください。

管理業務委託は、民営化ということではないですが、民間企業のノウハウを活用する水道民営化について村の考えをお聞かせください。

また、本村の水道管は老朽化していませんでしょうか。老朽化した水道管の更新を急ぐことは災害対策の一環としても重要なことです。現在の水道管の状況、更新計画について教えてください。

## 水道民営化を推進することは考えていない

### 場谷村長（答弁）

近年、水道施設の管理委託を導入する自治体が全国的に増加する傾向にあります。将来にわたって水道利用者へのサービス水準を確保するためには、水道事業の広域化とともに公民連携の

推進が不可欠であり、平成13年成立の水道法改正により施設の運転管理や水質管理など、水道法上の責任を伴う包括的な委託も可能となったところです。

水道施設の維持管理は、水道技術管理者を含め、自治体の職員が主体となつて行なってきましたが、施設の運転管理や水質管理など、水道法上の重要な責任を伴うところであり、効率的な事業経営のための省力化の徹底及び専門的な職員の技術者の不足と、それに伴う技術者の継承問題が、本村においても顕著な課題となっています。この課題解決のために、施設の効率的・長期的な管理を図るよう、水道管理の一部を専門的な資格・知識を有する民間委託を進めることに至つたわけですが、民間委託の内容についてですが、主

な業務として4点ほどあります。第1点は、「運転管理」です。泉川浄水場、黒田浄水場及び向丘ポンプ場の3つの水道施設を計装設備により遠隔監視し、良好な運転管理に努めるものです。

2点目は、「保守点検」です。巡回により水道施設及び施設内の機械・電気設備の日常点検及び定期点検を実施するというものです。

3点目は、「水道管理」です。浄水場の運転管理上で必要な通常の水質検査及び水道技術管理者が行います。法令等に定める定期検査を実施し、良質な推進管理に努めるものです。

4点目は、「検針業務」です。水道料金を算定するため、毎月実施してお

ります水道メーターの検針を実施する  
ものです。

業務の実施にあたりましては、相互  
に連携を密にして、効果的な業務の推  
進に努めたいと考えています。

2点目の水道民営化に対する村の考  
え方等についてですが、平成30年、昨  
年の12月に成立した水道法改正により、  
水道民営化については、自治体の水道  
事業への民間参入を進め、運営権を民  
間事業者へ売却する方式を促進する改  
正ですが、本村が、新年度、平成31年  
度から「民間委託を進める」ことにつ  
いては、施設管理の一部を民間事業者  
へ業務委託するもので、水道民営化と  
は異なるものと考えています。村とし  
ては、水道民営化を推進することは予  
定していません。

次に、水道管の現在の状況と更新計  
画についてですが、村は、昭和44年の  
給水開始から長期間経過していること  
から施設の老朽化が進み、また、水道  
事業の統合計画を進めるため、平成23  
年度より水道施設の機能診断、及び基  
礎的調査を開始し、平成24年度に水道  
施設の基本設計を実施し、平成26年度  
に水道施設の実設計を経て、平成27  
年度に泉川膜ろ過浄水場建設工事に着  
手して、平成29年度より施設の供用を  
開始したところです。

このように、水道施設整備の一定の  
区切りがついたことから、今後は水道  
管の整備を進めるため、現状の調査・  
診断を実施するなど、更新も含め計画

策定に向けた検討を進めたいと考えて  
います。

### 中谷博幸 議員（質問）

民営化の考えはないということなの  
で、私としても小規模の自治体ではあ  
まり効果はないかなと思っているの  
ですけれども、村の職員に水道の管理の  
資格を取らせる計画はないのでし  
ょうか。

### 場谷村長（答弁）

現在、有資格者は5年間の実務経験  
あるいは研修によって水道管理責任者  
の資格を有するという事です。やは  
り条件が大変厳しいということで各町  
村、大変これに苦慮しているところで  
して、人材の育成、継承する人材を考  
え、将来を展望した場合に、村の場合  
は、民間委託を進めていって、できれ  
ば広域的な近隣町村と一体となった委  
託によってコスト削減でやったほうが  
より効率的で安定した水質を確保でき  
る、このような考えであり、そのよう  
に進めさせていただいた次第です。

### 中谷博幸 議員（質問）

近隣市町村との広域連携の動きは、  
是非、進めていたいただきたいと思  
います。ただ、管理業務を委託する  
ということではなくて、や

はりこちらの職員も資格を取得して  
いく必要があると思います。委託するに  
しても必要はあると思うので是非、進  
めていただきたいと思いますけれども、同じ  
質問になるかもしれませんが、資  
格を職員に取らせるという計画はない  
ということでしょうか。

### 場谷村長（答弁）

今後においても、単に事業者に丸投  
げであってはなりませんので、やはり  
事務方についてもそのような資格の機  
会、あるいは資格を取らないまでも研  
修があれば、その研修の機会に参加し  
ていただく、そのようなことで水道事  
業の事務が円滑に進むような体制に努  
めたいと考えています。

### 中谷博幸 議員（質問）

私も一会社員として働いています  
が、小規模のところなんですという  
の、仕事の兼務や異動があつて、な  
かなか継続性を持たせるのは難しい  
と思うのですが、経験者による中途  
採用とか、近隣市町村の連携もど  
んどん進めていきたいと思います。

委託内容の説明を受けましたが、こ  
の委託というのは現在どういう進  
行状況なのか、その4つの業務と  
いうのは、それぞれに委託する  
のでしょうか。

### 場谷村長（答弁）

予算的な進行状況については、既に  
債務負担行為で議決をいただいでいま  
すので、4月1日からスタートすべく  
準備を進めているところで、今の  
4点については一括で考えています。

### 中谷博幸 議員（質問）

去年の北海道地震による停電などの  
災害時の対応はどのようになってい  
るのでしょうか。

### 場谷村長（答弁）

たぶん想定する質問は委託によつて  
災害時はどうなるのかという質問か  
と思います。委託ですから委託する側  
の村として主体的な対応ができるとい  
うことを基軸として、連携を図るよ  
うな体制にしていきたいと思つていま  
す。



# 第1回定例会

3月4日

3月12日

## 主な協議内容（質疑応答）

### 「留寿都村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

\*第4回定例会で平成29年度留寿都村一般会計歳入歳出決算が不認定となりましたが、決算が不認定となったときは、長は、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならぬこととされました。これにより、不適切な事務等の再発を防止するため、職員への注意喚起を行ったほか、村長の給料の一部を減額する条例の一部を改正する提案を行ったもの。

#### （岩田議員）

村長としての執行責任を重く受け止め、はじめとして給料の一部を減額することは当然のこととしても、今回を含め、何度も減額を繰り返すこと自体

は執行責任者としていかなるものか。減額提案を何度も繰り返す自身の、村長としての資質についてどう思っているのか、村長にお聞きしたい。

#### （場谷村長）

繰り返しになりますが、大変申し訳なく思っておりますし、今のご意見を重く受け止めて、今後の執行を慎重にして適切に対応したいと思っております。

#### （岩田議員）

もう一つ確認させてください。既に退任済みとはいえ、平成29年度予算の執行は副村長にも大きな責任があると思えます。全くの不問とするのか、責任は及ばないのか。それについてどのようにお考えでしょうか。

#### （場谷村長）

私自身の考え方として、事務執行については、事務職員がスタッフとしているわけですし、政策スタンスとしての責任は私が取る場所です。既に副村長も退任されていますし、そういうことに対して特にどうこうするということはあり得ないと考えています。

### 「平成30年度留寿都村一般会計補正予算（第12号）」

#### （玉手議員）

留寿都高校の渡り廊下の雪害の件が出ていましたけれども、やはり気づい

たときに早急に、雪国で生活する以上、こういうことは起こってはいけないものだと思います。万が一、人が渡り廊下にいた場合、死亡事故とか、大きな重大事故につながる恐れがありますので、やはりその辺の対策、今後どうするのか、業者の手が足りなくて進められないというのは今後も発生する可能性があります。今後どういう対応をされますか。

#### （場谷村長）

今年度は雪が多かったということで、今回は突発的な事態が生じたけれど、日頃から、雪の降らない時点から、チェックを強化して、また、雪が降った時点でも監視していかなければならない、安全性を確保していかなければならないと思っております。

### 「平成31年度留寿都村一般会計予算」

#### （坂庭議員）

新しい森林環境譲与税と環境性能割交付金、もう一回説明をお願いいたします。

#### （横路総務課長）

まず森林環境譲与税ですけれども、これは平成36年から年額1千円を市町村が個人住民税と合わせて徴する交付税である森林環境税を財源として、間伐等の森林整備や森林整備にかかわる人材育成等に充てるため、平成31年度

から地方自治体に譲与されるものです。交付時期や交付金額は未定のため、1千円の計上としています。

次に環境性能割交付金ですが、現行の自動車取得税交付金が本年9月をもって廃止されまして、10月から新設される交付金です。市町村道の延長や面積に応じて、年3回交付されるものです。予算については昨年11月に示されました算定方法に基づいて、算出しており過大とらないように100万円未満を切り捨てし、200万円を計上しています。

#### （坂庭議員）

今年度1億7千万円、一般寄附を見込んでいますけれど、この中で村長がよく言います企業寄附、ロート製菓がよく出てきますけれど、企業からの寄附金はいくら見込んでいるのでしょうか。

#### （横路総務課長）

一般の方、企業の方というふうな分けではなく、総体として見込んでいます。

#### （浪越議員）

ふるさと応援基金繰入金で質問いたします。本年度も39事業に対して、6、395万7千円の基金を取り崩して充当しているわけですが、この時点で基金の残額はいくらになりますか。

(横路総務課長)

31年度分をすべて充当をし、運用の利息等を積み立てして年度末の状況ですが、3億995万4千円になります。

(岩田議員)

「売払予定村有地測量業務委託」は、どこの場所を売却するのですか。

(横路総務課長)

こちらは測量の経費でして、武道館の向かい側、昨年、一昨年、売払いを公募しまして買い手がつかなかったところ、そこがあの面積では広すぎるということですので、それを二つに分けて新年度に売払いしたいという考えで分筆経費を計上したものです。

(岩田議員)

どういう人たちに売るのでですか。また内容は同じですか。新規就農者向けなんですか。そういう何も計画なしで測量するのですか。

(横路総務課長)

基本的には前回と同じ条件で考えています。

(岩田議員)

もう少し幅広く、前と同じ条件ではまた買い手なんかいませんよ。

(横路総務課長)

優先順位としてあるだけであって、

幅持っていますので、一般の方も申し込んでも優先順位の方がいなければ次の方ということになってきます。

(岩田議員)

一般の方にも売却するということですね。確認したいのですが。

(横路総務課長)

対象の範囲には入っていますので、そういう方から申し込みがあれば、仮に抽選になりましたもその方に当たれば、その方に売ることになります。

(坂庭議員)

「ふるさと納税事務委託」1、841万4千円、これは9.9%という説明を受けたのですが、返礼品は何を使っているか教えてください。

(横路総務課長)

返礼品につきましては、農産物ですとか、町内でお菓子等を売っている方のものであるとか、あとはリゾートのクーポン券であるとか、そういうものを使っています。

(秦議員)

「留寿都村自立土地改良事業補助金」250万円ということで予算をつけていただきましたし、平成30年の決算で予算執行が154万円でした。せっかく予算が計上されているのですが、平成30年までの事業費の文言が50万円以

上の事業で補助金が2分の1の25万円までとあるのですが、昨今、人件費、燃料費、機材費等、高騰している中で、私自身のところでも平成29年に25万円の補助をいただき、土地を改良したのですが、せっかく予算250万円付けているのですから、もう少し規制緩和したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(合田農林建設課長)

例年、自立的土地改良事業ということで上限25万円、災害防止につきましては20万円ということで設定して募集させていただいています。昨年については、件数も自立的については5戸ということ、150万円位残っていましたので、この関係にまつたのですが、この関係については、1回目の募集の中でやりました、それ以降は2次募集をかけている中で、自立的については5戸、災害防止については6戸という結果になっているのですけれども、例年、土地の圃場とか条件が変わってくるということがありますので、予算の残を見て、予算額を減らすということはなかなかできないものですから、現行の予算で対応させていただきたいと平成31年度については考えています。額の増額については、今後、ようてい農協の畑作生産組合とか、蔬菜生産組合とも協議しながら、実際にどれくらいの額が必要かというのは、農業者を交えて、検討させていただきたいと考えています。

(秦議員)

平成31年度については、従来通りやりたいと、関係機関各位の農業者団体等の意見が、もし仮に、事業費1件当たり50万円をその2倍の100万円程度の事業費、50万円程度の補助、関係機関各位の意見が強ければ、そちらのほうに移行するという考えでよろしいでしょうか。

(合田農林建設課長)

意見がすべて反映されるかどうかはわかりませんが、財政の関係もありますので、その辺は農業者からの意見を汲み入れて財政部門と協議しながら検討して進めさせていただきたいと思えます。

(坂庭議員)

「留寿都村鳥獣被害対策補助金」60万円ですが、これは電気柵や何かかと思えますけれども、去年、時期が遅くなって申請しようとしたけれど当たらなかったという話がでてきました。鳥獣の被害というのは、最初ではなくてずっと経過していく中で増えていくということがありますので、収穫前、これはどうしてもということがあろうかと思うのです。その時にこの鳥獣被害対策、電気柵等の対応はしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(合田農林建設課長)

鳥獣被害防止対策事業なんですけど、

予算は60万円ということで、この申請時期については、村政懇談会でもいろいろ言われているところなんです。今一度、内部で協議しまして、いつが最適な時期なのかというのを検討して、31年度の申請時期を定めていきたいと考えています。

#### (玉手議員)

地域おこし協力隊ですが、今回1名辞めて2名の計上ですが、研修・教育期間を設けて、お金、時間をかけて、これから活動という矢先、辞められたのは非常に残念だと思います。以前、消防職員も初任者教育費をかけて教育したのに2年で退職して、ほかの地域で活動しているということも聞きました。結局、留寿都がお金をかけて教育して、さあこれからというときに辞められる、そのようなことがまた繰り返されないように、今後どのように対策を練るのか、そういった考えがあるのかお聞きしたいのと、1名辞められたその補充とか、そういったことも考えられているのかお聞かせください。

#### (浦城企画観光課参事)

地域おこし協力隊という制度時体については、都会から田舎に入ってきて地域を興すという制度です。その最大3年間というのは当然準備期間として、そこに自治体の支援があるということを考えていただければと思います。この3年間でどうしても地方にマッチシ

ない場合等、本人の希望と地方の需要に合わない場合については、今で言いますと半数の方というか、そういった方たちが地元で定着していかないという実績もあるのですが、できるだけ面接の段階、本人がやりたい段階などで方向性を絞って、採用しているという状況になっていきます。ただし、こちらがその時に伝えきれないもの、または隊員がここに入ってきて初めて知ることもありますので、そういったミスマッチということはどうしても現状では起こり得るのかなと思っています。今後については、採用する場合は、より慎重な審査、また外部機関に業務委託をして募集をかけるなど、そういった試験的なものも含めて、今はリクルートなどで行っている人格審査を経たうえで採用している状況ですが、そういった人の面接など、試験をこなして採用していくことで、できるだけミスマッチのないような対応をしていきたいと思っています。また、1名の補充ということなんですけども、こちらについては、3年間で仕上げていくと考えており、1クールが終わって実際にその部分を評価して、この次の人を増やすかどうかというところも判断していかなければいけないんですけども、今回辞められた方については、あくまで個人的な理由ということですので、制度そのものに不安があったということでは聞いていません。マンパワーは若干不足するのですが、31年が最終年度と

いうことで予定していますので、その出口を見極めて32年に新規に何名か入れるのか、その前に例えば募集をかけるのかというのは今後検討していきたいと思っています。

#### (岩田議員)

今の地域おこし協力隊ですが、今年で任期が満了します。そのあと2名の協力隊の人は、村に定住する意向、考えは持っているのでしょうか。それは本人の自由かもしれませんが、村としてもなるべく残れるような話し合いをしないと、また誰も残らない状況になると思うのですが、担当の職員はどう考えていますか。

#### (浦城企画観光課参事)

地域おこし協力隊の方、現在の観光の部分の2名については、地元を拠点に活動するという意向のもと、終期までのプログラムを作成するなど、業務委託などでフォローアップしながら、進めている状況となっています。もちろん、それが最終的に確実にそうなるかというのは、今後の彼らの動き、また事業計画、資金計画など、積みあがっていくもので達成できるものと思っておりますが、今後、そういう相談については個別にも対応していきたい。また商工会など、支援受けられるものについては、中小企業の起業家支援など、そういった制度があれば、起業する事業者については、公的な支援などもあ

りますので、できるだけそういった制度を活用しての拠点づくり、また、地元に残っていくお手伝いになるのかと思っております。

#### (坂庭議員)

商工振興費の19節と21節です。935万円の補助金と1千600万の貸付金について説明してください。

#### (浦城企画観光課参事)

935万円は、「留寿都村商工経営改善普及事業」の補助金となっております。道の補助金が約2分の1入っております。補助対象経費以外の経費については、留寿都村から商工会への補助金として、主に人件費や経営指導、簿記・記帳など、935万円ほど支出させていた、だいています。

貸付金の1千600万円につきましては、「留寿都村中小企業振興資金融資預託金」で、こちらは現在、北海道信用金庫に預託させていただいています。こちらの金額は、その金額の約2倍が金融機関で負担し、残り1千600万円を村で負担し、合計でこの資金の貸付総額については、約4千800万円という規模で、制度資金として貸し付ける預託金となっています。この金額については年度頭に支出して、年度末に回収金として収入することになりますので、一時的には1千600万円支出しますが、年度末にまたその金額が収入金として返ってくる制度です。

(坂庭議員)

今の説明では、年度の初めに信金入れる。その結果を見て年度の終わりに使われていなかったら、余分があれば回収するというところでよろしいですか。

(浦城企画観光課参事)

あくまで預託金の枠として現金を預けていますので、利用とは関係なく、いわゆる信用保証といいますが、そういったお金として預託しています。

(玉手議員)

I Rの推進事務として昨年同額の35万円計上しています。担当者の会議等とか情報の収集に向けての旅費ということでお聞きしていました。今回、村政執行方針でも述べられています。現在、苫小牧が優位との報道がされています。そんな中、本村は今後どのような活動をしていくのか、今まで同様に誘致活動を進めるのか、ただ北海道の動向を注視するだけなら、誘致活動をしているとは言えないと思います。

今年1月に札幌で開催された「北海道I Rショーケース」、留寿都のブースが非常に寂しく感じました。このような機会もありますし、真剣に誘致活動をするのであれば、もっと予算付けをしてよいと思います。それがI Rの誘致活動以外にも、留寿都のPRにもつながると思います。現在、本村として今後どのようにI R誘致について進めていく考えなのか、改めてお聞かせください。

さい。

(場谷村長)

現在、執行方針でも説明しましたように、苫小牧有利ということで北海道における専門機関、有識者によって結論が出されていて、申請主体である北海道がそういうことを、絞り込みを進めているという状態です。ですから現在について、誘致活動をどうするかと動いて果たして現実的なものであるかということは、決して現実的なものかと思つていません。その推移を見ていかなければならないし、新たな事態で何かがあつた場合は、そして誘致活動として必要性があればその時は補正予算でもお願いしなければならない、政策的にしなければならぬと思つていますが、今の時点ではそのようなことは現実的でないと思つていますので、特に特別な予算化はしていません。

(玉手議員)

今回、ほかの地域で北海道が一本化された場合、本村は次の候補地として、引き続き、誘致活動をするのか、その時点で終了するのか、現時点での村長の考え、そして引き続き予算付けをして進めていくのか。

(場谷村長)

必要な時は考えていかなければならないということ、今の時点ではまだそういう時点ではないと思つています。

(坂庭議員)

「村道等除雪委託」として、9、269万3千円、計上していますけれど、これは昨年と比較して1千500万円多いのかと思います。今年度も補正を組まれたときには雪が多いが、2月からほとんど降雪がなかった。やはり除雪の在り方というのか、除雪・排雪の在り方を指摘しなければならぬと思いますけれども、雪解けが最近進んできています。その中で市街地の排雪が行われていたことで、違和感を感じます。留寿都の市街地、舗装ですから両側結構雪解けが、温度が上がってくれば早く解けていく、その中で排雪というのはどんなものなのかという思いがあります。当然、除排雪は、村民の住環境を守るためには大切です。だから除雪の在り方として適切に村民が自由にならぬ程度の除雪・排雪はしなければなりませんけれども、排雪する必要があるのではないかと思つて、違和感を感じましたので、対策を講じていただきたいと思つていますので、いかがでしょうか。

(場谷村長)

予算の構成として、ある程度見込んだ予算の組み方があります。逆に言うと2億も組んでもいいと思います。執行残が残ればいいと、そんなことは現実的ではありませんので、過去の積み上げとか、人件費の伸びとか、そうい

うもので現実的なもので予算を組んでいます。補正予算等でお諮りすることもありますので、十分その辺のことはご承知と思います。市街地については、地元からのかなりの要望があつて、年2回ほど商工会中心にして発注していた、だいています。3月に排雪して違和感を感じるということなんです、実は、これも自然相手、やはり事業者にお願ひする何週間も前からある程度契約しておかないと、ダンブとか機械の配置になかなかうまくマッチングしないということ、かなり早い時期にそういうことがあつて、現実と多少の乖離乖離があつたということも実感としてお話ししていることかと思つています。が、実はそういう事情があるということです。国が排雪したのが2月の初めだったので、ちょうどその時期からある程度の期間を見てあらかじめ予約していた、それがたまたま実施したのが3月になったので、雪の少ない時期になつてしまつたというのが実情かと思つています。今後この辺については、十分気象等の予報をさらに分析して、よりの確な対応ができるように進めていかなければならないと思つています。

(玉手議員)

一般質問でも聞かれており、重複するかもしれませんが、今、私からもあらためて聞きますが、今回、「民間賃貸教職員住宅建設促進事業補助金」

が、計上されていません。昨年12月に開催された議員全員協議会とか、定例会でも質問しましたが、その際、村長は、「条件を整備して新年度に向けて取り組みることによって責任を果たしたい」と言っていました。予算を計上されていなのは発言に反していたと思います。その発言から2か月経って、大いなる方針転換です。村政執行方針や教育行政執行方針でも「反省点を踏まえて、あらためて民間資金の活用や自主財源による整備を含めた検討を進めてまいります」と言っています。

教職員住宅を建設という所期の目的を果たすための対策が取られていないことが問題だと思えます。現在その教職員住宅不足をどうするか考えるのか、あらためてお聞かせください。

#### (場谷村長)

このことについては先ほど議員からご質問いただいたとおりの考え方でありますし、また、議員協議会でもいろいろお話ししたつもりでございますので、それでよろしいでしょうか。

#### (玉手議員)

教職員住宅、民間資金を活用して建設するというのもそもそ難しい条件でした。絶対的に住宅が不足していません。民間だろうが、公営だろうが、建設を見送るわけにはいかないと思います。修繕費とか見ていると思うのですが、それ以外の対策予算というの

が計上されていません。住民を増やしたいと思っているのか、再度お聞かせください。

#### (場谷村長)

住宅政策は人口政策の大きな柱であって、その政策の重要性は十分に認識しております。問題はその手段としてやることについて、結実していない部分が課題であって、その解決のために十分、協議を、検討をしてみたい。是非、実現をしたいと考えています。

#### (浪越議員)

「留寿都村スポーツ活動奨励事業補助金」438万9千円が見込まれていますが、この積算の内訳を教えてください。

#### (斎藤教育次長)

平成30年度の実績をもとに算出しています。平成30年度、小学生が人数として64人、中学生が22人、補助率が80%、高校生が1人、それから大人が37人、補助率が32%、これにシーズン券の単価分の増額分を勘案して計上しています。

#### (浪越議員)

これはふるさと基金という39事業の中の、ふるさと応援基金を充当しての大変政策的な予算だと思えます。スキーに乗る子どもも増えましたし、そ

してまた保護者の方、どんどん増えてきて大変いい補助金だと私は評価しています。ただ、人数が増えた場合に、今も32%と、募集要項では50%以内となっているのですよね、ですから、できれば限りなく50%に近い補助金を、補正予算を組んでも出してあげるのが正しい行政のやり方ではないかなと思いますので、これは政策予算ですの村長から答弁お願いします。

#### (場谷村長)

このスポーツ振興補助金の関係は村として、2年前からスタートしたものであります。問題は料金の部分の設定に当たっても、単に村だけが補助するとかでなくて、やはり事業者にも安くしてもらおうというような両用でスポーツ振興、スキーの人口を増やすということを進めたいとやっていますので、単に村だけの補助金をどうするかというよりも事業者とも相談していかねばなりませんし、単に増加して本当にどうなるのかというのは、今の時点ではまだ判断できないところです。これから需要といえますか、そういうのも十分見極めながら教育委員会と相談しながら進めたいと思っています。ですから今年度については、もうちょっと様子見をしなければならぬと思っています。

\* (休憩後に) 高校生と大人の率32%という率は、あくまでも平成30年度の

実績であり、平成31年度の当初予算は小学生、中学生、高校生、大人の分を増額とみなして、2分の1になるように算定していると訂正の説明あり。

#### (坂庭議員)

基本構想の素案ということで、330万円を計上しています。来年度、基本計画の策定になるかなと思うんですけど、あらためてまた来年度、予算を計上することなんでしょうか。

#### (浦城企画観光課参事)

第6次留寿都村総合計画等策定支援業務の委託につきましては、全体で約900万円の予算で債務負担行為を実施しています。プロポーザル方式により業者が決定し、31年度分については330万円、32年度分については、残りの額を計上することになります。2か年の事業費の支出になると予定しています。

#### (玉手議員)

どこの予算か分かりませんが、村政執行方針の(1)自主・自立の村づくりで、「関係人口創出及び交流人口の拡大等、地方創生の推進の中」で、「新たな視点として近年着目されている、移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人である関係人口の創出を図ることが重要と考えます」と言っていますが、これは総務省

で言っていますけども、その関係人口の創出ですが、今回初めて執行方針の中で述べられています。抽象的で具体的によく分からないのですが、そのために何をやるのかお聞きしたいのと、そしてそのための経費はどこに計上されているのでしょうか。

**(場谷村長)**

執行方針の関係人口との予算との関連のご質問ですが、関係人口は、執行方針で定義したとおりですが、具体的にどういことが今、留寿都としてやってきたかということだけ先に申し上げますと、例えば、ロート製菓とのパートナーシップというのはまさに、ロート製菓の社員全員が花見をするときに留寿都の野菜を買うとか、肉を買うとか、総勢2千数百人のパーティなので、そういうようなことで応援するとか、留寿都を心配して、留寿都の素材を活用した何かを作ろうということ、素材、原料を調達したり、あるいは、先ほど質問ありましたふるさと納税の、陰の支援者として、ふるさと納税を社員個々が出してくれる、そういうふうな、特別に留寿都に来るわけでもないし、観光に来ない場合であっても、常に留寿都に興味を示して、直接、間接、いろいろ支援してくれる、そういう関係人口をより増やしたいということであり、予算上で特にどうこうということではなくて、これはトップセールスとも絡むことでもありますので、今取り

敢えず具体の政策的なものはないので、今の予算の中でそういうことを高めていきたい、執行していきたいと思っています。

**(坂庭議員)**

「高齢者安否確認システム運用業務委託」20万4千円計上されていますけれど、具体的に説明をお願いいたします。

**(佐藤保健医療課長)**

この事業については、3年位前、後志広域連合の介護保険料の戻りのお金を利用して整備をしたものの一つです。特に村内で高齢で、一人暮らし、もしくは障がいのある方と同居をしている方に対して、設置をしているものなのですけれども、自分が具合悪くなった時に緊急ボタンを押すと北海道健康づくり財団につながるのですけれども、そこで専門の看護師、もしくは保健師のようなそういう資格のある方が待機してまして、健康の相談も場合によっては受けながら、救急車を要請するかどうかの判断をするということと、もう一つ役割としては、高齢者が24時間、家の中で動かないような場合、主にトイレに行く動線上に、センサーを付けまして、それでその高齢者の方が不在の場合にはもちろん、24時間経つとこの財団から村に連絡が入りまして、24時間動いてませんよ、大丈夫ですかという確認を受けます。たまた

ま留守にしてもそのセンサーで24時間を記録すると財団から連絡が来ます。1世帯当たり、月々1千円を計上して、これらを仮に村の職員が管理をすることは大変なものですから財団に委託をしてこれらの業務を賄ってもらっているというものでして、現在、増減はあるのですが、12世帯から13世帯位に設置をしているものです。

**(玉手議員)**

農業水産業費か商工費かちよつとわかりませんが、村政執行方針の、元気な産業の村づくりの、農業と農村の活性化の中で、「農業と観光の一層の連携強化による地域経済・産業の振興に努めます」と毎年言っています。連携の具体案、どのような連携強化を想定しているのか、お聞きしたいのとその関係する予算というのはどこかに計上されているのか教えていただきたい。

**(場谷村長)**

その切り口で特別予算的なもので数値は押さえていませんが、様々な取り組みが農業と観光と連携するものだと思います。「産業まつり」ひとつをとっても、農業を主体としたイベントでありながら観光者を呼び込むとか、あるいは、できれば留寿都の産品で開発されて、それが観光土産として伝わるような製品加工の振興も図りたいとそのようなことで一般的な商工観光の

振興費等で支援しているほかに各種イベントの中でもそういうもので取り組んでいるところです。成果は別として、毎年着実に地道な取り組みをしています。ですから予算について具体的にどうかというのは、ご勘弁願いたいと思っています。

**(玉手議員)**

平成30年度的一般会計補正予算の教育費で高校寄宿舎の雪害の報告がありましたけれども、平成31年度の予算の中でも役場庁舎、また、中・小・高などの各款で除雪業務委託を計上していますが、この計上金額、どのような条件で契約するのか、契約内容を教えていただけないでしょうか。例えば、シーズン契約なのか、その都度の依頼で実施するのか。

**(斎藤教育次長)**

教育委員会については、その都度、雪の量とか積雪量を見て契約していくこととなります。

**(玉手議員)**

今回の事故、二度と起こさないようにするための対策、そしてまた役場庁舎もすべて業務委託されていると思えますけれども、各款で組まれている業務委託の金額で果たしてこういった事故が起こさないような対策、この金額で大丈夫なのか。



### 〔場合村長〕

施設の整備、あるいは改修とか、その修繕とか維持管理については、その都度積み上げた中で予算化しています。私としては、事故がないことを前提として予算化しているつもりですが、天変とか、いろいろありますし、状況によって変わりますから、そこまですつと予測したもので踏まえた予算というものは、なかなか組みづらいと思っています。ただ、災害等に対する関係の予算もかなり積み上げていますので、ある程度のことに対しては対応できるかなと思っていますし、そのほかに、マクロ的な、一般的な予算、修繕費として別に組んでいますので、それでも必要な場合は対応するし、更に緊急性があれば補正予算でお願いしなければならぬというような予算を組んでいますのでご理解願いたいと思います。

### 〔坂庭議員〕

「留寿都村人口減少対策会議委員報償」これはどういう会議なのか、何人で構成していて、何回開かれたのか。

### 〔暮地企画観光課長〕

留寿都村人口減少対策会議委員報償については、留寿都村総合戦略の策定、もしくは計画の変更、前年度の実績の報告、そういったものに対して、各委員に集まっていたらきまして、その内容について、意見等をお聞きしているといった会議です。そして、委員につ

きましては全員で9名で、3回程度開催する予定としています。その内訳としては、1回は前年度の、30年度の経過報告、それと30年度にやるべきものの報告をさせていただいて、残り2回については、この総合計画の策定が平成27年度から31年度まで5か年計画となつています。新たに国から32年度から5年計画で計画を策定するよう言われていますので、31年度中に新たな計画、向こう5年間の計画を立てる、その計画に2回程度会議を開催する予定としています。

構成メンバーについては、産・官・学・金・労ということで、産業界からJA ようてい、そして、留寿都商工会、そして、留寿都村観光協会、学としては、高等学校の校長先生、金としては、金融機関として北海道信用金庫、そして、労としては、連合北海道の留寿都支部から出ていただいています。その他として、子育て世代から、1団体、それと女性団体から1団体、それと官として留寿都村で、全員で9名となります。

### 【反対討論：坂庭議員】

やはり今年度、教職員住宅が建設されない。この前、教育委員会に聞きましたけれど、2名の先生が民間アパートに入居しており、7名の先生が近隣町村から通っているという報告を受けました。民間のアパートに先生が入居していることは一般の住宅入居希望者を締め出していることになると思いま

す。近隣の町村から通っている先生方も家族の事情があるかもしれません。基本的には留寿都に住み、子どもたちや地域の方々と交流することによって、教育環境の改善、教育の質の向上にもつながると思います。先生の長時間労働も今、問題になっていきます。その改善にも寄与する考えます。本年度は公営住宅は建設されますが、住宅が増えるわけではありません。私は新築住宅に対する補助のことも提案しましたし、住宅リフォームの制度を作り補助するべきだと考えます。この予算は定住者を増やす対策にはなっていない、取られていないということで反対します。

### 「平成31年度留寿都村国民健康保険事業特別会計予算」

#### 〔坂庭議員〕

「医療給付費分現年課税分」ということで、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額となっています。均等割516人となつていますが、この516人は、生まれて間もない子どももカウントされているのか。

#### 〔佐藤保健医療課参事〕

516人については、被保険者数による均等割になりますので、国民健康保険の被保険証を持つている方全員、つまり、生まれたばかりの子を含めての算出となっています。

### 【反対討論：坂庭議員】

国民健康保険税は、村民に重くのしかかっています。全国でもこの国民健康保険を下げるべく、いろいろな団体自治体を取り組んでいます。留寿都村は15歳までの医療費を無料化しています。均等割に赤ちゃんから入っているということですが、子どもを均等割からなくすべきだと思つていきます。よつてこの国保特別会計予算に反対いたします。

### 「平成31年度留寿都村簡易水道事業特別会計予算」

#### 〔中谷議員〕

簡易水道施設管理業務委託ですけれども、先ほど質問させていただきましたが、新たにできた委託だと思ふんですが、その委託の算定方法というか、4つの委託をするということですが、内訳とか、実際交渉している事業者とか答えられる範囲でお願いします。

#### 〔岡部農林建設課参事〕

一般質問の回答の中で、4点ほどの業務の内訳があると説明させていただきました。今般、予算計上させていただいています簡易水道施設の管理業務委託費の内訳については、4点そのものの内訳という計上ではございません。あくまでも他の業務含めての委託管理の計上です。主な業務としては、まず

業務委託費として、保守点検並びに運転管理費を含む経費として、約660万計上しています。それから直接経費として、660万計上しています。それから技術の経費並びに間接経費として、230万計上して、合計で1千500万円程の業務の原価となり、経費並びに消費税を含め、1,975万9千円となっています。

「指定管理者の指定について（留寿都村ふれあい公園パークゴルフ場）」

（浪越議員）

プロポーザル方式でこの業者を選定したということですが、そのプロポーザルの計画の中に、赤い靴パークゴルフ大会に代わる大会を積極的に行うという記載はあったのかどうか。

（浦城企画観光課参事）

事業者の計画の中には、パークゴルフ場で大会を開催する予定で事業の計画が組まれていましたのでご報告します。

## 令和元年第1回臨時会

議会議員選挙後の初議会となる令和元年第1回臨時会は、4月25日に招集され、会期を5月9日の1日と定め、議長の選挙、副議長の選挙、常任委員の選任、議会運営委員の選任、後志広域連合議員の選挙、羊蹄山麓環境衛生組合議員の選挙、羊蹄山ろく消防組合議員の選挙、専決処分の承認3件、監査委員の選任を議了し閉会しました。



「専決処分を求めることについて」平成31年度留寿都村一般会計補正予算（第1号）」

\*ふるさと納税に係る事務処理ミスにより、ご迷惑をかけた方々に、お詫びの品物を送付する消耗品費等の予算を専決処分したものです。

（説明概要）

ふるさと納税は、自ら選んだ自治体に対してふるさと納税すると、納税額（寄附額）のうち、2千円を超える分について一定の上限まで原則として所得税、個人住民税から控除されるものです。

寄附金の控除を受ける方法としては2通りあり、一つは、ふるさと納税した翌年に本人による「確定申告」をする方法、二つ目として、給与所得者など確定申告をする必要がない、一定の条件をクリアした人が行う「ワンストップ特例申請制度」があり、このワンストップ特例申請は、ふるさと納税先自治体に申請書を提出することで、ふるさと納税した額の寄附金の控除が受けられる簡便な手続きです。

ワンストップ特例申請書を提出してきた方の情報を、すべての地方自治体をオンラインで結ぶ「国税連携システム」に登録し、承認することで、一斉に寄附者の情報が、寄附者の住所地の自治体に送信されるものです。

今回の事務処理ミスは、平成30年1月から12月までの1年間に、本村にふ

るさと納税していただいた方のうち、寄附金の控除を受けるために、ワンストップ特例申請書を提出してきた方511人に影響があったもので、原因は、寄附者の情報をシステムに登録までしたが、承認する行為までしていない結果として、事務処理が完全に終わっていないことから、寄附者の情報データが送信されていなかったものです。

発覚後の対応として、直ちに寄附者のデータ情報を承認し、送信したところであり、寄附者の住所地である185の自治体に電話連絡し情報データの送信が遅れたことのお詫びと、送信した情報データが住民税の計算に間に合うかどうか、寄附金の控除がなされるかどうかを確認し、その結果、30団体、80名については、寄附者の住所地の自治体で、既に住民税の計算を終えていることから控除の対応はできないと、無効となったものです。この結果をもとに広く情報提供することが得策であるとの考えから、村のホームページに「ふるさと納税寄附金税額控除(特例申請)に係る特例通知の電子データ未送信に対するお詫び」の記事を掲載し、併せて、特例申請が無効となった寄附者に対し、お詫び文と、あらためて「確定申告をしていただく必要があることから、その手続きの手順を示した文書を送付したものです。

#### (浪越議員)

お詫びのしるしを送ったということ

ですが、どういうものを送ったのか。それから、もし他の住民税、あるいは使用料、そういった関係で同じようなミスがあったときには同じ扱いで、お詫びの品を持っていって謝ることになるのか。もう一つは、財政調整基金を取り崩してその経費に充てています。財政調整基金は住民からの税金などが積みまれて、財源が不足したときに使うための基金と認識しております。ふるさと納税寄附金を積み立てている「ふるさと応援基金」がありますが、今回の場合は、財政調整基金を使うのはおかしいのではないかと、納得できないですね。寄附金を積んである基金から今回の経費は出すべきではないかと思えます。

#### (暮地総務課長)

品物につきましては、留寿都ふるさと振興公社で取り扱っているクレードルのコーンスープ10個セット、3千円相当のものを送らせていただきました。

#### (場合村長)

ふるさと納税の場合はもともと自主的に寄附するものですから、法的に調整していくと返さなければいけないものかとなると返さなくてもよいのではないかとということですが、今後も村の応援をしていただくために何らかの対応をしていかなければならないということでお詫びの品も差し上げると考えました。ただ、他の部分についてはどうかというと、性質が違うのでは

ないかと思っております。即答しかねますが、今後の検討課題とさせていただきます。ありがとうございます。

ふるさと納税で積み上げています基金は条例に基づいて使途も明確にしていますので、福祉・教育等のために使用するという立場から考えましても、今回の返礼品についてはふるさと応援基金からというのは予算の仕組上、難しいと財政調整基金で対処したところ

#### (浪越議員)

基金の基本は分かっております。ただその財源を返せと言ってきているのですから、なぜ私どもの税金で返さなければならぬのか。条例でできないというのであれば改正しても、住民の皆さんに迷惑をかけない方法をとるべきだと思います。財源は寄附金から出すべきだと思います。

#### (場合村長)

寄附者は使途を意図して、どういうものに使われるかということ寄附していただいているわけですから、それに沿ったもので歳出は考えていかなければならない、歳入については別な財源で対応せざるを得ないと考えています。

#### (浪越議員)

一般財源を使わないということ是非研究していただきたい。そうでないと住民は納得しないと思います。

それと選挙期間中ということもあつたかもしれないですけども、議会に相談してからやっていたらよかった、急いだから専決処分やりました、果たしてそれでいいのでしょうか。

#### (場合村長)

後半の指摘はこれから十分努力したい。議会とどんな場合でも事前に相談しなければならぬと思っております。肝に銘じて対応させていただきます。ただ予算処理については、どうしても予算の仕組上、理論上、そうせざるを得ないところですのでご理解願いたい。

#### (坂庭議員)

この問題について僕らが聞いたのは、18日の演説会の時に議長から聞かされました。その後、一切村から議会に対して説明がなかった。これが問題だと思えます。いくら選挙期間中でも、早く議会報告すべきだと思えます。特に留寿都村に対する信頼に関わってくる問題です。専決する前に時間があったと思えます。問題が発覚した時点で議会に報告すべきだったと思えます。

#### (場合村長)

私の判断が浅はかで申し訳ないと思っております。議会に報告すべきこと相談すべきことは重々、認識していただき、議長、副議長止まりで済ませたことで、結果としてこういう事態に

なったことに対して大変申し訳なく思っています。

(玉手議員)

報告が遅くなったと様々な理由で担当課長からお詫びの言葉がありました。また、先日の新聞で先に報道されています。我々に周りの人たちからどういふことが起きているのかと質問を受けましたが、何も答えることができなかった。起きたことは仕方ないですし、対応するお客さんにはしっかりやっていただきたい。ただ、今日までの期間中、何らかの報告をする手段が全くなかったかというよりはありあつたと思うのです。情報を何らかのカタチで我々に与えるべきだと思います。それと再度確認ですけど、根本的な原因は何かと追及されたのか、システムの変更だとか、人事異動、それと選挙が重なったかもしませんが根本的な原因を再度お聞かせください。

(暮地総務課長)

「国税連携システム」を使って送信する行為が今年からはじまったもので、昨年度までは紙で各自自治体に送っていたものが、事務を簡素化させるためにこのシステムを使って送信することになったものです。初めてのことでそのシステムを使う作業の練習がなく、そのまま本番となって根本的なミスが発覚した。確認する作業の機会はあつたが、業務に追われてできていなかったことが根本的な原因です。

(場谷村長)

皆さんに周知する時間もあつたはずだったのですが、失念しましたことをあらためてお詫び申し上げます。

(提議員)

国税連携システムのマニュアルは来ていたのですか。そのシステムが脆弱だったということになるのでしょうか。

(暮地総務課長)

システムが脆弱というのではなく、そのマニュアル通り進めていけば問題は起きていないということです。他の自治体でもうまくいっているところもありますので、それを読み解いていけばできたと思います。

(秦議員)

今回の件については、あつてはならないことがあつたということ、反省すべき点は反省しなければなりません。最終確認ですが、30団体、80名の方が修正申告が必要で、その中の1名が返還を要求しているということで、残りの79名の方々については、連絡は完了しているのかどうか。

(暮地総務課長)

寄附金の控除が無効となった人数については、30団体80名です。そのうち1名の方からは、仕事の都合で確定申告に行くことができないので税理士に頼むしかないので税理士の費用が寄附金のどちらかを返還していただくか補

償していただきたいと連絡がありました。残り4団体14名の方々については、寄附先の自治体に確認させていただいており、回答を待っているところです。最終的には34団体、94団体の方々が無効になる上限かと思えます。

(長尾議員)

残っている方々の対応が最終的にいつ頃を目途にできる見通しなのか、教えていただきたい。

(暮地総務課長)

4団体14名については、今、確認作業をしまして、先方の自治体から5月中旬ごろまでに回答をすると聞いています。

(長尾議員)

残りは今のところ見通しは立てられないという理解でよろしいか。

(暮地総務課長)

残りの30団体、80名の方については、完全に無効になりましたので、税額の控除の取り扱いはできない方なので、留寿都村から無効になったお詫びの文書と確定申告を促す手順を示した文書を送らせていただいたところです。

(佐藤議員)

大学の関係だとか、高校の入学料だとか、ご本人の所得の関係で影響はないのでしょうか。

(暮地総務課長)

大学は分からないですが、高校の就学支援金というのは、住民税の税額控除ということで、まさにワンストップ特例申請の影響が出ると考えています。今のところそういった問い合わせや連絡は入っていません。

## 議員全員協議会

- ・平成31年度留寿都村一般会計並びに特別会計当初予算について
- 【投資的経費及び維持補修費、補助金の交付状況】

2月14日

主な協議内容(質疑応答)

議員全員協議会とは、事前に議会に出される議案の審査などを行う会議のことで、議員のほか村長や担当課長などで構成されます。

「平成31年度留寿都村一般会計並びに特別会計当初予算について」

(坂庭議員)

教職員住宅の対応が遅い。公営住宅

も建て替えてあり増えるわけではない。

(場谷村長)

民間賃貸共同住宅の実績があったので甘い考えがあった。経費が増加しているも何とかなると思っていた。

(坂庭議員)

時間がかかりすぎている。留寿都に住みたいとの要望がある。

(場谷村長)

指摘は受け止め、村有地の活用は第6次総合計画で決めるのではなく、その前に構想的なものを立てる。

(玉手議員)

所期の目的を達せられないで、当初予算から取り下げるのは問題である。事前に協議結果を議会に報告すべき。自分の土地でやる考えの方もいるかもしれない。

(場谷村長)

指摘はもつともである。時間と経費を考え民設民営に走ったものである。

(岩田議員)

4年前から住宅問題は言ってきた。新築や改築に補助することも検討してはどうか。そうすることでアパートも空きが出る。

(場谷村長)

総合計画も見据えて考えをまとめ、

議会に相談する。早く進められれば進める。

(岩田議員)

一般質問の答弁と同じ。あれから2か月経過しても何ら進展していないのではないか。住宅を建てたくても土地がないので宅地分譲も考えてほしい。

(場谷村長)

即答はできないが、それらのことを視野に入れた展望を考えなければならぬと思う。

(松井議員)

家賃5万円では、300万円貰っても合わない。合わないからやる人はいないと思う。

(岩田議員)

規模を縮小して1LDKで実施すべき。それなら5万円ですべていける。

(玉手議員)

所期の目的を達成するための対策が取られていないというのが大きな問題。やることをやってできなかったのなら文句は言わないが、やっていないから指摘されている。この件についてはまたの機会に協議したい。

(浪越議員)

民間賃貸は、家賃を上げては前の事業主との差が出るので、極端な変更は問題がある。社宅建設促進事業では、

空室となっても他人には貸せない。融通性を持たせてはどうか。社宅建設促進事業はラフな形で進められるよう再検討願う。

(玉手議員)

大型水槽車の購入に伴い、ホース乾燥室を改修することだが、問題はないのか。

(暮地企画観光課長)

車庫と乾燥室の間のシャッターを外すもので、乾燥はできるので問題ない。

(中谷議員)

地域おこし協力隊が辞めた理由は何か。

(浦城企画観光課参事)

道の駅への就職希望者であったが、一身上の都合による辞職であり、不満等によるものではない。

(岩田議員)

募集はしないのか。

(浦城企画観光課参事)

2期生は31年度で終了するので、その結果を見て再募集を検討する。3年間の成果等も含めて検討したい。

(岩田議員)

成果が上がらなければ募集しない考えか。

(浦城企画観光課参事)

いろいろな活動を行い成果は上がっていると思っている。何名になるか分からないが、32年度も公募したいと考えている。

(浪越議員)

同時に辞めていくのはそれまでの実績が途切れてしまうので、継続するがよいと考える。

(場谷村長)

希望は、3年の任期を終えて定住され、業務の継続や新たな事業展開されることだが、今の意見も参考に、また福祉や教育分野のニーズ等も加味しながら今後検討していきたい。

(浪越議員)

地震対策の予算は不足である。消防もタンクを増設とのことだが、その燃料も災害時はどうするのか。自家発電等を考える時期である。

(暮地企画観光課長)

ホクレンは発電機を確保したので、地下タンクからのガソリン供給は可能。他のスタンドも設置には前向きだが、補助金を活用しての設置を考えており、現在申請中である。災害時の優先的な供給については、石油業協同組合と災害時の協定を締結する。自家発電はあったほうが良いが、住民票の交付等が対応可能となる発電機等を購入する考えである。

**(浪越議員)**

考えが甘いと思う。留寿都が震源となる可能性はゼロではない。そうなったとき小さい発電機でどうするのか。胆振東部地震の教訓を生かし、思い切った投資をすべき。

**(場谷村長)**

村内で発電機は事業者のほかに農家も持っており、全体の連携も視野に入れて、必要であるが財源との絡みもあるので、国の支援制度等も見ながら検討させていただきたい。

**(浪越議員)**

いくらかかるか計算はしたか。おそらく1千万円かかるから財源はないといったところではないか。それで災害を乗り越えられるのか。甘いのではないか。

**(暮地企画観光課長)**

道の駅に自家発電機を設置した場合の見積もりを徴したところ2千600万円くらいであるが、これでも地域資源交流センターの一部を賄(まかな)うだけのものである。

**(浪越議員)**

第一は村民の生命・財産を守ること。だからブラックアウトの際に診療所に発電機をもっていったと思う。来年末での宿題にしておくので検討願う。

**(岩田議員)**

公民館や役場の最低限必要な電力量

を把握しているか。把握していなければ防災対策もできない。

**(玉手議員)**

ポータブルのストーブや発電機には燃料が必要であり、その確保も考えなければならぬ。村で補助金を出して早急に発電機を設置して、村優先に供給してもらうことも検討してはどうか。

**(本田議員)**

昭和47年の札幌オリンピックの年、国道も止まり、1週間停電した実績がある。今、1週間停電したらどうなるか。村長にはその辺も踏まえて、村の責任者としてしっかり考えてほしい。

**(場谷村長)**

今、措置しているのは1次医療。診療所の対応も1次医療としての対応ができるような危機管理。停電が全道域に及ぶ場合、当村単独で考えると全道域の場合の対応は難しいが、善処策として公共施設の更新時には地中熱を利用した施設への建て替え等も検討は必要。単独の場合は自衛隊の応援や他町村との連携で対応できるのではと思っています。

災害の範囲や種類、規模等、どこに視点を充てて整備していくかであるが、段階的に整備している。ブラックアウトが1週間も続くと想定して対策をとるのは現実的ではないと考える。

**(坂庭議員)**

経費や備え等、対策をシミュレーションして、住民に示すべき。

**(場谷村長)**

差し迫った危険は、冬場の停電かと思う。これにどう対応するかを一番に考えなければならぬが、今後の公共施設の整備に当たっては地中熱の活用を基本とするなど、計画の策定に当たり検討しなければならないと考える。

**(松井議員)**

この問題については、理事者側に総合的に判断の上、精査していただくこととする。

**(岩田議員)**

加森の上下水道の関係は進んでいるのか。近隣の外国人が上下水道で困っている。どのような方向で考えているのか。

**(場谷村長)**

12月5日に三代目社長と話し合った。今後村として法的にきちんと対応しなければならぬ場合もあることを伝え、また、年に一度、加森観光の計画について話をする場の設定を依頼したが、経過等が分からないので勉強の上検討することのこと。

**(岩田議員)**

その話し合いから2か月経過している。村長自ら話しかけないと進まないと思う。残りの任期での解決を望む。

**(場谷村長)**

今までも出張の折に会って話しているが、会議を持たないと話が伝わらず、進んでいないのが実態なので、会議をもつて議論するよう依頼した。

**(坂庭議員)**

加森との関係で、下水道の接続を進めてほしい。泉川地区の外国人は井戸を使用しているが水質が良くない。彼らも住民であり、要望もあるので対応願う。

**(場谷村長)**

下水道は今後どのように更新するかといったストックマネジメント計画を作成する。膨大な費用が見込まれるが、加森の接続等がはつきりしなければならぬ。加森からは大口の料金設定について要望があるので、相談させていただきたい。

## 議員全員協議会

- 平成31年度留寿都村一般会計並びに特別会計当初予算について【投資的経費及び維持補修費、補助金の交付状況を除く】
- その他

2月22日

3月定例会前の議員全員協議会は、新年度一般会計並びに特別会計当初予算を2回に分けて説明するもので、2回目の2月22日は、投資的経費及び維持補修費、補助金を除くその他の科目とその他の案件について説明を受けるもの

主な協議内容（質疑応答）

「平成29年度留寿都村一般会計決算の不認定に係る措置の報告について」

（岩田議員）

職員に始末書を提出させたとのことであるが内容はどのようなものか。

（横路総務課長）

始末書の提出に至った経過と謝罪、反省と再発防止といった内容である。

（岩田議員）

村長が減俸で、職員が口頭注意では軽いのではないか。

（横路総務課長）

単に口頭で注意したのではなく、今後を戒めるための文書をもって注意したものである。

「留寿都村総合計画策定条例について」

（岩田議員）

第3条で、計画を変更しようとする

ときは、策定審議会で変更できるとあるが、構成メンバーを教えてほしい。

（企画観光課参事）

前回は各団体と一般公募だが、なくなっている団体もあり、住民の意見聴取は一般公募による個人の意見よりもワークショップにより住民意見を集める形を考えているほか、住民アンケートも実施し、広く意見を集める考えである。

（岩田議員）

変更する場合も広くメンバーを集めて審議するののか。

（浦城企画観光課参事）

民間の方々による審議会に諮問した後、議会に諮ることになるので、変更の場合も同じである。

（場谷村長）

計画は10年、20年を見据えた重たいもの。構想の柱が変わらなければ、時代に即した見直しは今も行っていて、具体的なものは実施計画に載せて予算化している。ここでの変更はよほど大きな方向転換の変更を想定している。

「留寿都村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

（坂庭議員）

決算の不認定の理由について、職員に重きを置いていたようだが、職員と

のコミュニケーションが取れていないとの思いがあり、減俸はしてもそれ以上に責任はあると思う。

（場谷村長）

職員とのコミュニケーションについては反省する部分がある。濃密に議論するところ、そうでないところ、副村長もいない中で調整できなかったところもある。トータルでの調整の場は少ないと反省している。自分の責任は重い。住宅対策は実現させなければいけない。指摘の反省に立って進めさせていきたい。

「平成31年度留寿都村一般会計並びに特別会計当初予算について」

（岩田議員）

今回、消防のタンクローリーが入れ替えになるが、それは羊蹄山ろく消防組合の持ち物になるのか。

（暮地企画観光課長）

財産区分としては、消防の車両となる。

（岩田議員）

不要となった車両は村に返してくれるのか。消防組合で処分するのか。

（暮地企画観光課長）

消防組合で廃車の処分を行うと聞いている。譲渡して転売された例やすぐ壊れた例があることから組合としては

廃車してきちんと処理する方針である。

（岩田議員）

現有車両を加森でほしいということもあり得る。その折には、村は組合へ要望する考えでいてほしい。

（暮地企画観光課長）

加森から支署に話があり、本部と掛け合ったが、本部としては老朽化した車両は廃車すると決めていると聞いている。

（秦議員）

5月9・10日に特定検診があるが、農家は繁忙期であり、実施時期の変更を検討してほしい。

（佐藤保健医療課参事）

医療機関との調整もあるので31年度は難しいが、今後の検討課題とさせていただきます。



# 第1回 留寿都村議会臨時会

5月9日、改選後初の議会が開催され、議長及び副議長の選挙、議席の指定、常任委員の選任、議会運営委員の選任、後志広域連合議会議員及び一部事務組合議会議員の選挙、専決処分承認、監査委員の選任を議了し同日閉会しました。

議長 松井 幸雄  
副議長 坂庭 進

## 監査委員（議会選出）

岩田 信雄

## 議会運営委員会

委員長 浪越 和一  
副委員長 堤 富佐代  
委員 坂庭 進  
委員 玉手 保弘

## 総務・民生常任委員会

委員長 堤 富佐代  
副委員長 岩田 信雄  
委員 秦 正樹  
委員 坂庭 進  
委員 佐藤 ひさ子

## 産業・建設常任委員会

委員長 玉手 保弘  
副委員長 長尾 道則  
委員 浪越 和一  
委員 佐藤 ひさ子  
委員 堤 富佐代

## 後志広域連合議会

議員 坂庭 進

## 羊蹄山ろく消防組合議会

議員 長尾 道則  
議員 佐藤 ひさ子

## 羊蹄山麓環境衛生組合議会

議員 佐藤 ひさ子  
議員 長尾 道則

## 議会議員会

会長 浪越 和一  
副会長 玉手 保弘  
幹事 堤 富佐代  
幹事 長尾 道則  
監事 坂庭 進  
監事 岩田 信雄

## 議会広報編集委員会

委員長 秦 正樹  
副委員長 玉手 保弘  
委員 堤 富佐代  
委員 佐藤 ひさ子

## 社会福祉協議会評議員

評議員 長尾 道則  
評議員 堤 富佐代



いわ た のぶ お  
岩田 信雄  
(当選回数 2回)



さ とう ひさこ  
佐藤 ひさ子  
(当選回数 1回)



たま て やす ひろ  
玉手 保弘  
(当選回数 2回)



まつ い ゆき お  
松井 幸雄  
(当選回数 9回)



なみ こし わ いち  
浪越 和一  
(当選回数 2回)



さか にわ すすむ  
坂庭 進  
(当選回数 3回)



つつみ ふさよ  
堤 富佐代  
(当選回数 3回)



なが お みち のり  
長尾 道則  
(当選回数 1回)



はた まさ き  
秦 正樹  
(当選回数 2回)



## 【第1回定例会（3月4、12日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
報告第1号	平成29年度留寿都村一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置の報告について	原案報告
議案第1号	<b>専決処分の承認【平成30年度留寿都村一般会計補正予算（第10号）】</b> 予算減額に179万2千円を追加し、予算総額29億9,398万8千円となりました。 ・歳入 負担金（るすつ保育所保育料）……………321万2千円追加 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………302万6千円減額 基金繰入金（ふるさと応援基金繰入金）……………160万6千円追加 ・歳出 徴税費（弁護士業務委託）……………18万6千円追加 児童福祉費（留寿都村ふるさと応援基金子育て支援保育料等助成金） ……………160万6千円追加	原案承認
議案第2号	<b>専決処分の承認【平成30年度留寿都村一般会計補正予算（第11号）】</b> 予算減額に37万1千円を追加し、予算総額29億9,435万9千円となりました。 ・歳入 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………37万1千円追加 ・歳出 商工費（弁護士成功報酬）……………37万1千円追加	原案承認
議案第3号	専決処分の承認【北海道市町村事務組合理約の変更について】	原案承認
議案第4号	監査委員条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第5号	留寿都村総合計画策定条例について	原案可決
議案第6号	留寿都村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについて	原案可決
議案第7号	留寿都村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第8号	留寿都村行政財産使用料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	<b>平成30年度留寿都村一般会計補正予算（第12号）</b> 予算現額に760万5千円を追加し、予算総額29億8,675万4千円となりました。 （50万円以上のもののみ掲載） ・歳入 地方交付税（普通交付税）……………135万4千円追加 負担金（施設型給付費）……………568万7千円減額 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………86万1千円追加 基金繰入金（自ら考え自ら行う地域づくり基金繰入金）……………457万8千円減額 雑入（公有物件建物災害共済金）……………96万4千円追加 ・歳出 総務管理費（印刷製本費）……………95万5千円減額 総務管理費（通信運搬費）……………1,445万円減額 総務管理費（積立金）……………1,540万5千円追加 社会福祉費（国民健康保険事業特別会計繰出金）……………50万7千円追加 社会福祉費（後志広域連合負担金）……………93万9千円減額 児童福祉費（施設型給付費）……………640万2千円減額 児童福祉費（臨時放課後児童支援員（補助員）賃金）……………189万円減額 農業費（留寿都村次世代農業確立対策事業補助金）……………62万4千円減額 農業費（留寿都村土壌病害対策事業補助金）……………139万7千円減額 農業費（留寿都村自立的土地改良事業補助金）……………154万円減額 農業費（留寿都村農地等災害防止対策事業補助金）……………75万8千円減額 商工費（留寿都村地域おこし協力隊活動事業（地域おこしの支援分）補助金） ……………118万2千円減額 道路橋りょう費（村道等除雪業務委託）……………1,149万6千円追加 都市計画費（公共下水道事業特別会計繰出金）……………356万6千円減額 高等学校費（修繕料）……………100万円追加	原案可決

議案第10号	<p>平成30年度留寿都村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）</p> <p>予算現額に50万7千円を追加し、予算総額1億1,274万1千円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 一般会計繰入金（一般会計繰入金）……………50万7千円追加</li> <li>・歳出 総務管理費（後志広域連合負担金）……………79万7千円減額</li> <li>基金積立金（国民健康保険基金積立金）…………… 130万4千円追加</li> </ul>	原案可決
議案第11号	<p>平成30年度留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>予算現額に161万2千円を追加し、予算総額4,774万8千円となりました。</p> <p>（50万円以上のもののみ掲載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 使用料（超過料）……………114万円追加</li> <li>・歳出 維持修繕費（光熱水費）……………68万7千円減額</li> <li>維持修繕費（簡易水道施設に係る工事等予算積算業務委託）…………… 50万円減額</li> <li>維持修繕費（導配水管漏水調査業務委託）……………162万円減額</li> <li>基金積立金（簡易水道事業基金積立金）……………888万円追加</li> </ul>	原案可決
議案第12号	<p>平成30年度留寿都村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>予算現額に352万6千円を追加し、予算総額1億2,160万7千円となりました。</p> <p>（50万円以上のもののみ掲載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 一般会計繰入金（一般会計繰入金）…………… 352万6千円減額</li> <li>・歳出 施設管理費（公共下水道施設管理業務委託）……………81万8千円減額</li> <li>施設管理費（公共下水道施設に係る工事等予算積算業務委託）…………… 51万5千円減額</li> <li>施設整備費（公共汚水柵設置工事）……………150万円減額</li> </ul>	原案可決
議案第13号	<p>平成30年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>予算現額に48万2千円を追加し、予算総額2,482万9千円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 後期高齢者医療保険料（後期高齢者医療保険料）……………48万2千円追加</li> <li>・歳出 後期高齢者医療広域連合納付金（北海道後期高齢者医療広域連合負担金）…………… 48万2千円追加</li> </ul>	原案可決
議案第14号	平成31年度留寿都村一般会計予算	原案可決
議案第15号	平成31年度留寿都村国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第16号	平成31年度留寿都村簡易水道事業特別会計予算	原案可決
議案第17号	平成31年度留寿都村診療事業特別会計予算	原案可決
議案第18号	平成31年度留寿都村介護サービス事業特別会計予算	原案可決
議案第19号	平成31年度留寿都村公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第20号	平成31年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第21号	<p>指定管理者の指定について（留寿都村ふれあい公園パークゴルフ場）</p> <p>留寿都村ふれあい公園パークゴルフ場の指定管理者の指定について、地方自治法の規定に基づいて議会の議決を得るもの。</p> <p>指定管理者となる団体 藤岡工業株式会社</p> <p>指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで</p>	原案可決

行事案内など、議長宛の文書は議会事務局へお届け願います。

## 平成31年度各会計予算

会 計 名	平成31年度	平成30年度	伸び率(%)
一 般 会 計	30億2,662万9千円	29億6,130万2千円	2.2
国民健康保険事業特別会計	1億437万円	1億304万円	1.3
簡易水道事業特別会計	5,460万4千円	4,645万円	17.6
診療事業特別会計	1億953万8千円	1億1,439万6千円	▲4.2
介護サービス事業特別会計	1,595万7千円	1,600万2千円	▲0.3
公共下水道事業特別会計	1億3,060万3千円	1億2,694万5千円	2.9
後期高齢者医療事業特別会計	2,598万8千円	2,628万5千円	▲1.1

### 【第1回臨時会（5月9日）審議結果】

議 案	件 名（主な内容）	結 果
	閉会中の継続審査の申出について（議会運営委員会）	決 定
	閉会中の所管事務調査の申出について（総務・民生常任委員会）	決 定
	閉会中の所管事務調査の申出について（産業・建設常任委員会）	決 定
	議員の派遣について	決 定
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて【村税条例の一部を改正する条例について】	原案承認
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて【留寿都村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について】	原案承認
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて【平成31年度留寿都村一般会計補正予算（第1号）】 予算減額に57万1千円を追加し、予算総額30億2,720万円となりました。 ・歳入 基金繰入金（財政調製基金繰入金）……………57万1千円追加 ・歳出 総務管理費（消耗品費）……………38万9千円追加 総務管理費（通信運搬費）……………18万2千円追加	原案承認
議案第4号	監査委員の選任について 岩田信雄議員を監査委員に選任することに同意するもの。	原案同意



# 議会日誌

## 2月

- 5日 産業・建設常任委員会 (村内 各委員出席)
- 7日 総務・民生常任委員会 (村内 各委員出席)
- 13日 後志町村議会議長会定期総会並びに行政懇談会 (札幌市 議長出席)
- 14日 議員全員協議会 (村内 各議員出席)
- 22日 議員全員協議会 (村内 各議員出席)
- 24日 村田のりとし新春の集い (札幌市 議長出席)
- 25日 北海道町村議会議長会70周年記念式典 (札幌市 議長出席)
- 27日 後志広域連合議会第1回定例会 (倶知安町 議長出席)
- 28日 議会運営委員会 (村内 各委員出席)

## 3月

- 1日 留寿都高等学校第65回卒業証書授与式 (議長、各議員出席)
- 5日 平成30年第1回留寿都村議会定例会 (第1日) (議長、各議員出席)
- 12日 平成30年第1回留寿都村議会定例会 (第2日) (議長、各議員出席)
- 15日 留寿都中学校第43回卒業証書授与式 (議長、各議員出席)
- 18日 留寿都村寿会総会 (村内 議長出席)
- 19日 留寿都小学校第114回卒業証書授与式 (議長、各議員出席)
- 22日 羊蹄山ろく消防組合平成31年第2回定例会 (倶知安町 消防議員出席)
- 28日 大根集出荷選別施設竣工式 (議長・各議員出席)

- 29日 留寿都村老人クラブ連合会代議員総会 (村内 議長出席)

## 4月

- 5日 留寿都小学校入学式 (議長、各議員出席)  
留寿都中学校入学式 (議長、各議員出席)
- 9日 留寿都高等学校入学式 (議長、各議員出席)
- 12日 交通安全祈願祭 (神社 議長、各議員出席)
- 24日 留寿都村防犯協会通常総会 (村内、議長出席)
- 27日 留寿都リゾート安全祈願祭 (ルスツリゾート 議長出席)

## 5月

- 14日～15日 「志公会と語る夕べ」及び小樽JCTフルジャンクション化着工お礼活動 (東京都 議長出席)
- 16日 羊蹄山麓町村議会正副議長会議長会議 (倶知安町 議長出席)
- 17日 平成31年度留寿都商工会通常総会 (村内 議長出席)
- 20日 後志町村議会議長会臨時総会 (倶知安町 議長出席)
- 23日 広報編集委員会 (村内 各委員出席)  
総務・民生、産業・建設合同常任委員会 (村内 各委員出席)
- 27日 後志総合開発期成会定期総会 (倶知安町 議長出席)
- 28日 令和元年第1回後志広域連合議会臨時会 (倶知安町 副議長出席)
- 29日 羊蹄山ろく消防組合議会臨時会  
羊蹄山麓環境衛生組合議会臨時会 (倶知安町 組合議員出席)

## 編集後記

先の留寿都村議会選挙で新たな9名の議員が選ばれ、元号も「令和」と変わった5月1日より4年間努めます。

今回の選挙では、定数1名減の9名に対し、14名が立候補し、有権者は選択肢が広がったといえましょう。

統一地方選後半の町村議会選挙で、北海道内の浜中町、厚真町、興部町、中札内村の4自治体で定数割れとなり、浜中町は定数12名に対し、10名の立候補で2名不足する結果となりました。

全国的にも議員のなり手不足が言われており、その要因として議員活動できる方が限定され、自由時間の作れないサラリーマン等、職種も限定されるといえます。

議員のなり手不足解消のため、定例議会を夜間開催とすることや報酬を増やすなど、大幅な改善が求められています。

管内でも13市町村の議会選挙中、倶知安町、真狩村、神恵内村は無投票となり、なり手が少ない現状です。

留寿都村議会では、2つの常任委員会を堅持し、9名の議員でそれぞれの常任委員会の定数を5名のままとし、2人の議員が掛け持ちする方向で調整し、議長は属さない常任委員会体制となりました。

本年も実り多き豊穰を願いつつ、親しみやすい「議会だより」を提供いたしますので、よろしく願いいたします。(秦)

### 編集スタッフ

委員長	秦 正樹	委員	堤 富佐代
副委員長	玉手 保弘	委員	佐藤ひさ子